

大分県報

令和元年
第五一號
十月二十九日

（火曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請（二件）	一
大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（六件）	五
土地改良区の定款変更認可	八
休猟区の指定	九
特例休猟区の指定	九
鳥獣保護区の更新	一〇
鳥獣保護区特別保護地区の指定	一〇
道路区域の変更	一〇
道路の供用開始	一一
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）	一一
公共測量の実施（二件）	一二
公共測量の終了	一二
落札者等の公示（六件）	一二

○告示

大分県告示第二百四十三号

令和元年十月二十九日

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があつた。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

別府市大字鉄輪三百四十五番地

株式会社山結

代表取締役 山田 仁美

2 特定事業場の所在地及び名称

別府市大字鉄輪山の上五百八十四番地及び六百十四番地

神和苑 宙

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第八十八号）別表第一第六十六号の三

イ ちゆう房施設及びハ 入浴施設

種	能	種	力	類	ちゆう房施設	四十食/日	既設	既設	既設	連続	三時間	なし	汚水等の一日当たりの量	
													単位	単位
使用	使用	使用	使用	使用	使用	使用	使用	使用	使用	使用	使用	使用	項目	単位
着手予定年月日	完成予定年月日	開始予定年月日	開始時間	使用の季節	使用の季節	使用の季節	使用の季節	使用の季節	使用の季節	使用の季節	使用の季節	使用の季節	水素イオン濃度	目
既設	既設	既設	連続	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	五・八〇八・六	通常
既設	既設	既設	連続	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	五・八〇八・六	最大

大分県報（告示）

使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力												種	類	汚水等の状態の値																									
						⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①			入浴施設	りん含有量	窒素含有量	大腸菌群数	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量																			
なし	一五時間	連続	既設	既設	既設	⑫ 三一・一六六m ³ /基	⑪ 一九・五二二m ³ /基	⑩ 三三・五三三m ³ /基	⑨ 一九・五八四m ³ /基	⑧ 九・八四二m ³ /基 二基	⑦ 一・六二七m ³ /基	⑥ 二・七六二m ³ /基	⑤ 一・一二五m ³ /基 二基	④ 〇・九八四m ³ /基 八基	③ 一・一一五m ³ /基 一七基	② 〇・九八七m ³ /基	① 一・〇五九m ³ /基	入浴施設	五	四〇	三、〇〇〇以下	一二〇	二〇〇	一五〇	六	五〇	三、〇〇〇	一六〇	三〇〇	二〇〇															
構造	能力	処理方式	種	4 汚水等の処理の方法												種	類	汚水等の一日当たりの量						単位																					
FRP製	一八〇人槽 二五m ³ /日	担体流動ろ過方式	フジクリンプラント PCNII一八〇	りん含有量	窒素含有量	大腸菌群数	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	m ³ /日												単位																					
				mg/l	mg/l	個/cm ³	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	通常	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	通常	⑫	⑪	⑩	⑨	⑧	⑦	⑥	⑤	④	③	②	①	最大								
				〇・一	一	三、〇〇〇以下	五	二	一	五・八〇八・六	通常	〇	〇	三三・〇	二〇・〇	一〇・〇	一・七	三・〇	一・五	三・〇	五・七	一・〇	一・一	通常	〇・二	二	三、〇〇〇	一〇	四	二	五・八〇八・六	最大	三三・〇	二〇・〇	三三・〇	二〇・〇	二〇・〇	一・七	三・〇	二・五	八・〇	一九・〇	一・〇	一・一	最大

項目	一日当たりの排出水量	排水口名	汚水等の汚染状態の値							汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動なし	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	主要件		
			りん含有量	窒素含有量	大腸菌群数	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位						単位	
排水口 No.1	排出水の量及び汚染状態の値	排水口 No.1	mg/l	mg/l	個/cm ³	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	m ³ /日	単位	通常	最大	通常	最大	縦 二・五m×横 八・九六m×高さ 二・五二m
単位	m ³ /日	単位	五	四〇	以下	二〇	二〇〇	一五〇	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	四	処理前	処理後	二五	二五	二四時間	連続
通常	九四	通常	四	二〇	以下	一〇	二五	一五	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	二四	処理前	処理後	二五	二五	二四時間	連続
最大	三四五	最大	六	五〇	以下	一六〇	三〇〇	二〇〇	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	二五	処理前	処理後	二五	二五	二四時間	連続
単位	m ³ /日	単位	五	四〇	以下	二〇	二〇〇	一五〇	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	四	処理前	処理後	二五	二五	二四時間	連続
通常	九四	通常	四	二〇	以下	一〇	二五	一五	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	二四	処理前	処理後	二五	二五	二四時間	連続
最大	三四五	最大	六	五〇	以下	一六〇	三〇〇	二〇〇	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	五・八 〽八・六	二五	処理前	処理後	二五	二五	二四時間	連続

令和元年十月二十九日

大分県報(告示)

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度	生物化学的酸素要求量	化学的酸素要求量	浮遊物質	大腸菌群数	窒素含有量	りん含有量
mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	個/cm ³	mg/l	mg/l
五・八〽八・六	二・〇	三・七	五	三、〇〇〇以下	二・四	〇・三八	〇・五
五・八〽八・六	三・三	五・九	一一	三、〇〇〇	三・七	〇・三八	〇・五

二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間
令和元年十月二十九日から同年十一月十九日まで

2 縦覧場所
大分県生活環境部環境保全課及び別府市役所

~~~~~

大分県告示第二百四十四号  
瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。  
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。  
令和元年十月二十九日

一 申請の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名  
宇佐市大字山本二千二百三十一番地一  
三和酒類株式会社
- 代表取締役 下 田 雅 彦
- 特定事業場の所在地及び名称  
宇佐市大字山本二千二百三十一番地一  
三和酒類株式会社 本社工場
- 設置される特定施設の種類  
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第十号ニ ろ過施



二 事前評価に関する書面の縦覧期間及び縦覧場所

1 縦覧期間

令和元年十月二十九日から同年十一月十九日まで

2 縦覧場所

大分県生活環境部環境保全課及び宇佐市役所

大分県告示第二百四十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

一 届出の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルシヨク判田店

大分市大字中判田字一丁目千四百九十九番地一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社サンリブ

代表取締役 佐 藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マルシヨク

代表取締役 菊 池 俊 勝

大分市東春日町十三番十一号

外二者

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐 藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外五者

4 変更の年月日

平成二十九年九月一日外

二 届出年月日

令和元年九月三十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十月二十九日から令和二年三月二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百四十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

一 届出の概要

大分県知事 広 瀬 勝 貞

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルシヨク大在店

大分市大字城原字尾崎二千六百番地 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社サンリブ

代表取締役 佐 藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって

令和元年十月二十九日

大分県報（告示）

五

は代表者の氏名

変更前 株式会社マルシヨク

代表取締役 菊池俊勝

大分市東春日町十三番十一号

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外二者

4 変更の年月日

平成二十九年九月一日外

二 届出年月日

令和元年九月三十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十月二十九日から令和二年三月二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百四十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

一 届出の概要

大分県知事 広瀬 貞

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルシヨクやまなみ店

別府市大字鶴見字砂原百三十番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マルシヨク

代表取締役 菊池俊勝

大分市東春日町十三番十一号

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外六者

4 変更の年月日

平成二十九年九月一日外

二 届出年月日

令和元年九月三十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十月二十九日から令和二年三月二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

は、その旨を申し出ることができる。

### 大分県告示第二百四十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
マルシヨク餅ヶ浜店

別府市餅ヶ浜町七番十号 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社サンリブ

代表取締役 佐 藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

#### 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マルシヨク

代表取締役 佐 藤 秀 晴

大分市東春日町十三番十一号

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐 藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外五者

#### 4 変更の年月日

平成二十九年九月一日外

#### 二 届出年月日

令和元年九月三十日

#### 三 関係書類の縦覧

##### 1 縦覧期間

令和元年十月二十九日から令和二年三月二日まで

##### 2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

##### 四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

### 大分県告示第二百四十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルシヨク国東店

国東市国東町大字鶴川字宮の下百二十三番二

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社サンリブ

代表取締役 佐 藤 秀 晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

#### 3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マルシヨク

代表取締役 菊 池 俊 勝

大分市東春日町十三番十一号

外七者

令和元年十月二十九日

大分県報（告示）

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外五者

4 変更の年月日

平成二十九年九月一日外

二 届出年月日

令和元年九月三十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十月二十九日から令和二年三月二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

大分県知事 広瀬 勝 貞

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マルシヨク川崎店

速水郡日出町大字川崎字新田八百三十七番一

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社マルシヨク

代表取締役 菊池 俊勝

大分市東春日町十三番十一号

外六者

変更後 株式会社サンリブ

代表取締役 佐藤 秀晴

福岡県北九州市小倉南区上葛原二丁目十四番一号

外二者

4 変更の年月日

平成二十九年九月一日外

二 届出年月日

令和元年九月三十日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

令和元年十月二十九日から令和二年三月二日まで

2 縦覧場所

大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課及び大分県東部振興局

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から令和二年三月二日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地（以下「氏名等」という。）を記載した意見書を大分県商工観光労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第二百五十一号





|                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 古後特例休猟区<br>(玖珠町)   | <p>令元・一一・一から令四・一〇・三二まで</p> <p>玖珠町大字古後の県道平原耶馬溪線と農道耶馬溪線との交点を起点とし、農道耶馬溪線を西に進み、県道山国線との交点に至り、県道山国線を北西に進み、中津市山国町との境界に至り、同境界を北東へ進み、鎌城開拓のある玖珠町と中津市耶馬溪線との境界に至り、同境界を東に進み、県道平原耶馬溪線との交点に至り、同県道を西に進み、起点に至る線に囲まれた八六〇ヘクタールの区域</p>                                                                                  |
| 宇佐中部特例休猟区<br>(宇佐市) | <p>令元・一一・一から令四・一〇・三二まで</p> <p>宇佐市大字下麻生の市道下麻生・井ノ川線と県道宇佐本耶馬溪線との交点を起点とし、同県道を北東に進み、市道四日市・樋田線との交点に至り、同市道を南東に進み、市道豊幡線との交点に至り、同市道を南東に進み、国道三八七号との交点に至り、同国道を南に進み、駅館川に架かる白石橋に至り、同所から同川の左岸を北西(下流)に進み、宇佐市と院内町との境界に至り、同境界を南西に進み、普通林道井ノ川線との交点に至り、同林道を北西に進み、市道下麻生・井ノ川線に至り、同市道を北西に進み、起点に至る線に囲まれた面積二、〇〇〇ヘクタールの区域</p> |

大分県告示第二百五十四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八條第七項ただし書の規定により、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和元年十月二十九日

|                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>名称及び所在場所<br/>沖黒鳥島獣保護区<br/>(佐伯市)</p> <p>令元・一一・一から令二一・一〇・三二まで</p> | <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>区域及び面積<br/>佐伯市蒲江大字畑野浦及び佐伯市米水津大字宮野浦の沖黒鳥全島面積一〇ヘクタール並びに佐伯市蒲江大字畑野浦及び佐伯市米水津大字宮野浦の地黒島全島面積三ヘクタールの合計一三ヘクタールの区域</p>                                                                                                                   |
| <p>名称及び所在場所<br/>伐株山鳥獣保護区<br/>(玖珠町)</p> <p>令元・一一・一から令二一・一〇・三二まで</p> | <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>区域及び面積<br/>玖珠町大字山田笹ヶ原の町道笹ヶ原線と農免農道との交点を起点とし、同農免農道を東へ進み、町道谷口支線の交点に至り、これより、同町道を南に進み、町道終点より万年井路沿いに進み、谷口川へ至る。これより、谷口川を上流に進み、唐杉集落を経て、作業道に至る。これより、同作業道を南東に進み、町道唐杉線に至る。さらに、同町道を南西に進み、町道笹ヶ原線に至り、同町道を西に進み、「伐株憩いの村」を経て起点に至る線に囲まれた区域</p> |

大分県告示第二百五十五号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十九條第一項の規定により、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和元年十月二十九日

|                                                                               |                                                                                                                                    |
|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>名称及び所在場所<br/>沖黒鳥島獣保護区<br/>特別保護地区<br/>(佐伯市)</p> <p>令元・一一・一から令二一・一〇・三二まで</p> | <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p> <p>区域及び面積<br/>佐伯市蒲江大字畑野浦及び佐伯市米水津大字宮野浦の沖黒鳥全島面積一〇ヘクタール並びに佐伯市蒲江大字畑野浦及び佐伯市米水津大字宮野浦の地黒島全島面積三ヘクタールの合計一三ヘクタールの区域</p> |
|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

大分県告示第二百五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八條第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和元年十月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

| 道路の種類及び路線名   |  | 区 間                                                               | 区域変更<br>前後別 | 敷地の幅員                | 延 長          |
|--------------|--|-------------------------------------------------------------------|-------------|----------------------|--------------|
| 一般国道三<br>八八号 |  | 佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク浦<br>一八〇四番一地从先から<br>佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク浦<br>一八〇五番四地先まで | 前           | メートル<br>一・一・六<br>九・七 | メートル<br>六〇・八 |
|              |  | 佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク浦<br>一八〇四番一から<br>佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク浦<br>一八〇五番四まで      | 後           | 二・二・四<br>一・二・五       | 六五・八         |

大分県知事 広 瀬 貞 貞

大分県告示第百八十八号 第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和元年十月二十九日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和元年十月二十九日

| 道路の種類及び路線名 | 供 用 開 始 区 間                                          | 供用開始年月日  |
|------------|------------------------------------------------------|----------|
| 一般国道三八八号   | 佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク浦一八〇四番一から<br>佐伯市蒲江大字森崎浦字カリトク浦一八〇五番四まで | 令元・一〇・二九 |

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条の規定による令和元年十月十二日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の

令和元年十月二十九日

一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和元年十月二十九日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣

- 一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、三九一人
- 二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二二一、一九二人
- 三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

|       |          |
|-------|----------|
| 大分市   | 一三二、一三三人 |
| 別府市   | 三二、四五三人  |
| 中津市   | 二三、〇二一人  |
| 日田市   | 一八、二九四人  |
| 佐伯市   | 二〇、四九九人  |
| 臼杵市   | 一一、〇七六人  |
| 津久見市  | 五、一五三人   |
| 竹田市   | 六、三四一人   |
| 豊後高田市 | 六、三八五人   |
| 杵築市   | 八、三四二人   |

大分県報（告示・選管委告示）

宇佐市 一五、七七六人  
 豊後大野市 一〇、三四六八  
 由布市 九、六一一人  
 国東市・姫島村 八、七七五人  
 日出町 七、八七一人  
 九重町・玖珠町 七、一〇四人

### ○公 告

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり国東土木事務所長から公共測量の実施について通知があった。

令和元年十月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量、地図情報レベル五百）

#### 二 作業の地域

国東市

#### 三 作業の期間

令和元年九月十三日から令和二年一月三十日まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次のとおり九州地方整備局九州技術事務所長から公共測量の実施について通知があった。

令和元年十月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 作業の種類

公共測量（航空レーザ測量）

#### 二 作業の地域

大分市、別府市、中津市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、日出町、九重町、玖珠町

#### 三 作業の期間

令和元年八月二十一日から令和二年二月二十日まで

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州地方整備局大分河川国道事務所長から公共測量を終了した旨の通知があった。

令和元年十月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 作業の種類

公共測量（用地測量）

#### 二 作業の地域

由布市庄内町西地内

#### 三 作業の終了日

平成三十一年二月二十八日

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 落札に係る物品等の名称及び数量

運転免許証自動更新受付等システム 一式

#### 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部交通部運転免許課

大分市松岡六千六百八十七番地

#### 三 落札者を決定した日

令和元年八月二十二日

#### 四 落札者の氏名及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 野田隆之

#### 五 落札金額

七十五万三千三百円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

#### 六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 七 一般競争入札の公告をした日

令和元年七月十二日

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

警察移動無線通信システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部生活安全部地域課通信指令室

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和元年八月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

三菱電機株式会社九州支社 支社長 大庭 能成

福岡県福岡市中央区天神二丁目十二番一号

五 落札金額

一億千七百七十一万八千八百八十円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年七月十六日

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県警察情報ネットワーク用端末等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部警務部情報管理課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和元年八月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

N E C キャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 野田 隆之  
福岡県福岡市博多区御供所町一番一号

五 落札金額

八十五万六千六百五十六円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年七月十六日

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

大分県警察組織犯罪対策情報管理システム用機器等 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部刑事部組織犯罪対策課

大分市荷揚町五番三十六号

三 落札者を決定した日

令和元年八月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

リコーリース株式会社九州支社 支社長 白石 浩司

福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目十番三十五号

五 落札金額

百万三千四百円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年七月十六日

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

令和元年十月二十九日

大分県報（公告）

一 落札に係る物品等の名称及び数量

DNA型鑑定システム 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部刑事部科学捜査研究所

大分市高江西二丁目二番

三 落札者を決定した日

令和元年八月二十八日

四 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社九州法人支店 支店長 田 中 慎一郎

福岡県福岡市博多区店屋町一番三十五号

五 落札金額

五十六万三千三百二十八円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年七月十六日

次のとおり落札者等について公示する。

令和元年十月二十九日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 落札に係る物品等の名称及び数量

総合指揮室映像システム用機器 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県警察本部刑事部捜査第一課

大分市大手町三丁目一番一号

三 落札者を決定した日

令和元年九月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

日立キャピタル株式会社九州法人支店 支店長 田 中 慎一郎

福岡県福岡市博多区店屋町一番三十五号

五 落札金額

九十二万八千五百五十二円（月額。消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札の公告をした日

令和元年八月十六日